

坂巻委員の委員会運営に関する提言に対する委員長の見解

委員長 吉國 洋

委員長の基本的見解

事業対象には非個性的で定量になるものと個性的で定性にしかないものがあり、対処方法が大きく異なっている。

前者は、橋梁とか建物とかの人工物で、不明確な要素が入り込まないように努力でき、ほぼ同じ対象に対する多くの実施経験があるので、事業のすべての過程を正確に予測できる。

一方、後者は、ありのままの自然が対象で、そのありようや刺激に対する振る舞いを前者のように推定することはできず、曖昧な部分が必ず残る。また、類似なものはあっても同じものはないので、類似対象で得た実施経験は参考にはなるが、直接的には役立たない。トンネル掘削は典型的な後者の対象である。

前者では過去の実績をもとに作られたマニュアルが強力な支えであり、後者ではモニタリングとそのデータを読み解く技術者の判断能力が成否を決める。この事業は後者の典型的対象であり、常に何らかのリスクを伴って進行するので、その結果に対する責任の所在を明確にして置かねばならない。責任者は事業体すなわち事務局であって、委員も委員会も道義的な責任はあるものの法的な責任をとれる立場にはない。そして、一切の責任をとる立場の事業者が委員会その他の諸々の意見を踏まえての決断者でもある。

上述の考え方に立って、坂巻委員の提言に対し、以下のように回答する。なお、※1,2・・・は坂巻委員の提言原文に挿入したもので、原文を参照されたい。

※1 について

事業者（＝事務局）の実施計画に対し、各委員はそれぞれの専門の立場から科学的技術的意見を述べる。具体的実施方法について指示決議をすることはしない。

※2 について

事務局は事業者であって、委員会の下部組織ではない。また、事務局のあらゆるコメントは事業者の意思と受け止める。

※3 および※4 について

事務局（＝事業者）の組織の在りようは、委員会に無関係のことと考える。また、委員長に事務局員に対する指揮権はない。相談はある。

※5 について

コンサルタンツは事業者（＝事務局）の技術的拠り所となる専門技術者集団であって、これを除外する必要はない。

※6 について

路線計画の段階ならば、市民参加の委員会もありうるが、この委員会は客観的データをもとに純粋に学術的な検討を行うきわめて専門性の高い委員会なので、市民参加はなじまない。

以上

09/12/09

広島高速 5 号線トンネル安全検討委員会

委員長・吉國 洋 様

(CC:委員・事務局・関係者各位)

委員・坂巻 幸雄

件名：09/12/05 付送付資料、特に、資料 2-1/Ⅲ（第 1 回委員会等における委員の意見に対する事務局の考え方）について

●09/12/06 発送の、第 2 回委員会関連資料を頂きました。内容が膨大なので、期日までに全体を通読した上で議事に臨むのは至難の業ですが、努力致します。次回からは、手許で検討する時間を一定確保できるよう、ご配慮頂ければ幸いです。

●その中で、特に標記の項目については、委員会の運営の基本的な枠組みに関することですので、事前に意見をお伝えしておきたいと思い、以下に要旨を纏めました。ご多用中恐縮ですが、ご検討頂いた上、当日の議論に是非反映させて頂きたく、お願い致します。

●実は、この「事務局の考え方」という文言は、貴発 09/12/01 付の「開催のご案内」添付の「次第」の中に現れており、その意味が理解できないまま疑問に思っていたことですが、今回の資料でその内容の一端が示されました。それを拝見しても疑問は消えず、むしろ大きくなるばかりです。要点は、以下の通りです。

※1 *これまでに複数の委員から出されている、委員会運営に関する提言や意見は、委員会全体で共有し、論議すべきものではないのか。それを事務局で引き取って、「第 1 回委員会方向性は出た」「設置者の責任において定めるべきものなので委員会の議事には含めない」という結論に落とし込むのは、適当でない。

付言すれば、第 1 回委員会の時間割では、設置規約等で綿密な議論を始めると、実質的な内容にまで入れないで閉会する恐れがあったため、「とりあえずは事務局案で良しとしておく」という暗黙の了解が委員間に形成されていたことは事実である。委員会審議の発展に伴って、運営についても必要な都度見直しを行うことは、あって然るべきだと考える。

※2 *事務局の仕事の内容と権限が不明確である。資料の収集・整理・取り纏め、議事の整理・記録、関係者間の連絡・調整、会計処理等、基本的な事務処理にその機能を集中し、行政・設置者側の意見や提案、見解の披瀝等は、当事者（設置者を含む）から委員長に直接申し出て（必要な場合には委員長が当事者に要請して）議題とすべきである。もちろん同様なプロセスは、住民側に対しても保障されなければならない。

今回のように、単なる情報の「中継」に留まらず、行政側の見解だけが、事務局のコメントという形で委員会の議事内容を制約しかねない措置が良しとされれば、同様なルートで委員会に影響力を及ぼすことが出来ない住民側との間で、明らかな不公平が生じる。

※3 *今回明らかにされた、行政側と住民側との話し合いの経過に鑑みれば、住民側からも事務局員を選任することが、当然考慮されるべきである。

※4 *事務局の構成が明確でない。現に今回の招集でも、複数のルートで連絡が来ている。今のままでは、県・市・公社が事務局を構成していることは判っても、その中の誰が、どのような役割を分担し、責任を負っているのかが判らない。個人名で事務局員を特定すべきである。

言うまでもないが、事務局員に対する指揮権は、行政組織上の上司にあるのではなく、委員長にあることを確認しておきたい。

※5 *事務局補佐人としての、コンサルタント各社の要員の列席は、委員会が必要と認めて承認した場合とすべきで、現状の、事務局部内の判断だけで参加させている方式が妥当かどうかには疑問がある。傍聴人との人数比から見ても、適正規模とは言い難い。

※6

●当日お話ししようと思っっていることの一部ですが、今回明示された設立経過を顧みれば、この委員会がこれまでにない **Public Involvement** の実験場になっていることは明らかで、その限りでは、市民参加に関する委員会としての独自のカラーが、明確に示されるべきだと考えています。

最近では、国交省が主宰する複数の委員会でも、住民の発言を積極的に取り入れる方向で、無意味な制約を取り払う措置を取っているところが出てきています。それに比較すると、第1回の委員会で事務局が提案し、前記の経過で「方向性が了承された」規制は、いささか前時代的に感じられます。率直な意見表明ときちんとした議論の場が、私たちの委員会では常に保障されますよう、是非一層のご指導をお願いするものです。

<以上>